

ロシア知的財産ニュースレター

2020 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 6 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

第 1 部

3 月

・ 輸出を目的とする医薬品を製造するための、発明の、特許所有者による同意を得ていない使用について

政府は 3 月 3 日、民法典第 IV 部第 72 章の改正に関する[連邦法案第 912458-7 号](#)（輸出を目的とする医薬品を製造するための、発明の自由な使用）を下院に提出した。法案が起草された目的は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を修正する議定書の採択に関する 2017 年 7 月 26 日の連邦法第 184-FZ 号の規定を施行するためであった。

ロシア連邦政府は、支援を求める当該外国のニーズに応じて、権利者の同意を得ることなく、輸出目的の医薬品を製造するためにその発明をロシア国内で使う決定を下すことができるものと考えられている。それと同時に、民法典の新第 1360.1 条には、権利者に対し、法定の通知を可能な限り早く行い、かつ、比例的な対価を支払わなければならない旨の規定が含まれる。

・ Rospatent における委員会の会合：特許庁を発展させるための主要なツールとしてのデジタル化と顧客指向のアプローチ

[Rospatent の委員会の会合](#)が 2020 年 3 月 11 日に開催され、Andrey Belousov 第一副首相が出席した。

Rospatent のシステムを 2024 年までに世界をリードするシステムにすること。第一副首相の掲げた目標はそのようなものであった。

副首相によれば、第一に規制問題を解決することが目標となっていた。「そのため、我々は現在、国家的な新規事業育成政策をおおむね模倣するような仕組みを生み出しています。これは、ビジネスの将来予測によれば、育成政策が良い結果を生んだからです」。第一副首相はこう説明した。- 「ロードマップはほぼ完成している。それにより新規事業の創出が促進される十分な見込みがあり、そして、最も重要な点として、その完成に向けて経済界が積極的に参加している。

さらに、第一副首相は、特許活動が主要な KPI（重要業績評価指標）になるべきであり、特許庁それ自体はデジタル化と顧客指向のアプローチに的を絞って取り組むべきだと指摘した。

また、人員配置も最優先事項であることが決定された。Rospatent の職員の能力が、他の関連組織がどのように機能し、最終的には経済界の業績にも影響を及ぼすため、その能力を引き上げなければならないと Belousov は説明した。

特許庁にとってのもう一つの優先事項は、とりわけ WIPO との国際関係を構築することにより Rospatent をグローバルデータシステムに統合することである。EurAsEC ベースで制

度調和を進め、統一的な制度を生み出すことが極めて重要である。

Rospatent の **Grigory Ivliev** 長官が、委員会の会合で講演し、そこで、ロシアにおける特許活動が縮小した理由に関する自らの分析を提示し、状況を変えるための提案を行った。Grigory Ivliev 長官によれば、これらの提案には、法律の起草、特許庁の新たなデジタルサービスの開発が含まれ、その多くが早ければ 2020 年 5 月にも発表される予定である。

「出願人にとっての快適さを高めるには、何よりも、知的財産の全ての主題に対する出願審査期間を短縮する必要があります」。Grigory Ivliev 長官はそう述べた。- 「この点について、我々は現在、既に有意義な成果を得ています。ほんの 5 年前まで、願書提出から Rospatent の審査官通知が発せられるまでに 1 年以上待たなければならない場合がありました。今では、例えば発明と商標の出願は 6 か月以内に審査され、意匠と実用新案はそれぞれ 4 か月と 1.5 か月以内に審査される」。

Rospatent では、デジタル技術の導入を視野に入れ、特に専門官による出願審査をオンラインで行うことを可能にする情報システムを利用することにより、専門官による出願審査期間を長期的に短縮し続ける予定である。

・ **Rospatent** で導入された特別な就業形態

Rospatent と FIPS（審査部門）は現在も全ての業務を遂行しているものの、疫学上困難な情勢に鑑み、2020 年 3 月 16 日以降、一部の活動を遠隔勤務に切り替えている。

通信連絡は、電子形式か紙媒体で受け取っている。紙媒体での受け取りは、郵便事業者であるロシア郵便を介して又は FIPS の入っているビル内の非接触受渡場所を通じて行うようにしている。

通信連絡の非接触配達／受け取り場所で通信連絡を出したり／受け取ったりするための手順が公開されている。

出願人には、願書の提出や通信連絡の送信に係る事務処理の過程で、これに電子サービスを利用することが推奨されている。電子サービスは 24 時間体制かつ無償で利用できる。さらに、電子サービスを介して願書を提出する場合、出願人の手数料の額が 30% 割引かれる。

電子サービスは、Rospatent 及び FIPS のウェブサイトから利用できる。Rospatent の全ての国家サービスについて、それに関連する請求を送信する際に国家サービスのインターネットポータル機能を利用すべきである。

現在、紛争の審判を行うための特許紛争評議会の会合は、ビデオ会議により行われている。

・ [商標の類比判断基準に関する 2020 年 3 月 17 日のロシア連邦最高裁判所決定第 300-ES19-26515 号](#)

呼称の中程度の類似性という基準では、比較対象の商標（呼称）の比較分析を行い、類似であるかどうかを判定することは不可能であるため、この概念を適用することはできない。

商標の要素の一つとしてこれに他の者を識別する手段が含まれ、そのような商標が法律に基づき保護された場合、民法典第 1483 条第 10 項に基づきその保護に異議を申し立てることができる場合がある。

・ **Rospatent** におけるオンラインによる紛争の審判

コロナウイルス感染のおそれがあるため、Rospatent では、2020 年 3 月 23 日から 2020 年 5 月 8 日まで、審判請求を審理し、出願を審査するための特許紛争評議会合議体による会合をビデオ会議を利用したりリモートアクセスにより行った。

4月

・ 知的財産セクターを発展させるための政府の計画

経済開発省の Oksana Tarasenko 次官は 2020 年 4 月 5 日、知的財産セクター開発計画、Rospatent との協力、そしてデジタル化について RBC 通信社に語った。

次官は、知的財産セクターの発展が、国家目標及び政府の活動の優先分野に直接関わっていると述べた。特にロシアの技術開発を促進する際にこの点が重要である。

これらの目標を達成し、ロシアのビジネス環境を変革するには、法令、特に知的活動の成果の創造、法律に基づく保護及び商業化に関係する法律を大幅に改革する必要がある。Rospatent は 2020 年に、経済開発省及び教育科学省と共同で規制基盤の更新に積極的に参加する。

連邦プロジェクトである「デジタル環境の規制」の実現に向けた一環として、知的財産権の主題としての 3D モデルの出願を認める法案を採択すべきである。専門官による出願審査を迅速化し、その質を高めるためには、出願の実体審査の一部を Rospatent により認定された科学機関にアウトソーシングすることを認める法案を可決する必要があると考えられる。

知的活動の成果に関係するサイクルの全ての段階において快適な環境と国家サービスの質を確保するためには、第一に、Rospatent により提供される国家サービスのデジタル化を完了する必要がある。この目的のため、二つのデジタルプラットフォームと 11 の国家情報システムを 2021 年に導入する。これにより、あらゆるプロセスと手続の最大限のデジタル化を確保できる。

もう一つの重要な目標は、知的財産セクターの専門家をロシア経済に供給することである。そのためには、教育プログラムを開発し、そのようなプログラムの下、2020 年に少

なくとも 1 万 4,000 人を対象とする研修を行う必要がある。

ユーラシア統合に関しては、ユーラシア商標、商品の原産地名及び意匠の登録を規律する条約が施行される。

・ ビデオ会議の利用に伴う特許紛争評議会合議体の会合方法の変更について

Rospatent は、2020 年 4 月 7 日の通知により、2020 年 4 月 6 日以降に予定されている審判請求を審理するための特許紛争評議会合議体の会合を引き続きビデオ会議を通じて遠隔で行うことを伝えた。

審判請求を審理するためのビデオ会議を通じた合議体会合は、全ての紛争当事者にそのような形式で審理を行う準備がある場合のみ行うことができる。

・ WIPO の Francis Gurry 事務局長は、2020 年 4 月 10 日から 12 日にかけてオンラインで開催されたサンクトペテルブルク国際法律学フォーラムの出席者に向けて演説を行った。

Francis Gurry 事務局長は、その [ビデオ・メッセージ](#) の中で、パンデミックに直面する知的財産セクターに関連して予想されるトレンドについて意見を述べ、医薬品や医療へのアクセスの問題に触れた。事務局長は、一部セクターにおける発明活動の拡大を予測し、知財保護がイノベーションの促進を妨げることはない点を強調した。

・ ロシア連邦政府の一部法律の改正に関する 2020 年 4 月 14 日の政令第 502 号

法律による地理的表示の保護が導入され、同法が 2020 年 7 月 27 日に施行されたため、経済開発省、Rospatent 及び教育省に関する規則が [改正された](#)。

・ 2015 年 12 月 24 日のロシア連邦政令第 1416 号の改正に関する 2020 年 4 月 17 日の政令第 532 号

「発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、登録された集積回路の回路配置利用権、コンピュータプログラム、データベースに係る排他権の契約に基づく処分及び当該知的活動の成果に係る排他権の契約に基づかない譲渡の国家登録に関する規則」が改正された。商品の原産地名称は規則の対象から除外された。その理由は、地理的表示の保護を導入した2019年6月26日の法律第230-FZ号が、商品の原産地名称への権利が処分される可能性だけでなく、商品の原産地名称への権利が同意なく他の者に譲渡される可能性も同時に排除しているためである。

・ コロナウイルス感染拡大状況下での Rospatent との接触方法について

COVID-19 拡散による脅威を原因として FIPS 通信連絡受渡場所が一時的に閉鎖されているため、Rospatent を受理官庁として提出された特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願、ユーラシア出願並びに商標の国際登録出願、呼称のその後の出願及び国際登録に対するその他の変更、国際出願に関するさまざまな種類の定期的な連絡通信は、FIPS 宛に電子メール形式で送信してもよい。

ロシア連邦大統領令では、ロシア連邦における2020年3月30日から5月11日までの非営業日を定めている。このため、Rospatent と FIPS では、出願人との通信を2020年3月30日からリモート通信に切り替えた。

出願人は、国家サービスを受けるため、以下に掲げる24時間体制で運営されている Rospatent の電子サービス又は統一国家・地方自治体サービスポータルサービス（機能）を利用してもよい。

- ・ [Rospatent のオンライン出願サービス](#)
- ・ ハードコピーで提出された願書並びに統一国家・地方自治体サービスポータルを通じて提出された願書に係る通信連絡のための Rospatent の「[マイアカウント](#)」サービス
- ・ 統一国家・地方自治体サービスポータル (www.gosuslugi.ru) のサービス

Rospatent 及び統一国家・地方自治体サービスポータルの電子サービスを介して文書を提出すれば手数料が30%減額される。

また、出願人は、その期間中に、24時間体制で運営されている電子アドレス fips@rupto.ru を利用し、以下に関連する文書を除く、多くの国家サービスに必要とされる文書を提出することもできる。

- 契約を伴わない知財の取引及び権利譲渡の登録
- 知財登録簿の記載内容への変更
- 権利者の要請に基づく特許又は証書を早期終了
- 出願の取下げ又は出願書類の補正

5月

・ **コロナウイルスとの闘いに関する出願の審査と、ウェブサイトにおける COVID-19 に効果のある医薬品の特許取得に特化した専用ページの開設に関する Rospatent の報道発表メッセージ**

Rospatent では、コロナウイルス及びこれに付随する疾患（肺炎）との闘いの進展に関わる発明及び実用新案の出願を優先的に審査している。

特許庁によれば、そのような出願の早期審査手続により、出願に関する情報を迅速に公開し、コロナウイルスとの関連において最も重要度の高いデータを公開することが可能になる。

COVID-19 に関連し、Rospatent により審査された発明、並びに優先審査の対象となる出願を行うためのツールに関する情報を [ウェブサイトの専用ページ](#) から入手できる。

・ **特許紛争評議会への審判請求のオフラインでの審理をめぐる変更に関する Rospatent からの2020年5月18日の情報**

特許紛争評議会の会議室で異議申立てを直接審理するための[合議体会合](#)が2020年5月25日から変更された。

・ **紙による通信連絡の受領をめぐる変更に関する Rospatent からの 2020 年 5 月 19 日の情報**

Rospatent は、FIPS 事務所における通信連絡の非接触受け取りの再開と、願書やその他の文書の電子メールによる受信の中止に関する情報をそのウェブサイトに掲載した。

それと同時に、非接触による受渡場所における通信連絡の送受信に関する指示と、Rospatent 及び統一国家・地方自治体サービスポータル電子サービスに関する注意喚起が掲載された。

・ **Rospatent の 2020 年 5 月 19 日の報道発表における意匠出願について異議申立手続に切り替える可能性に関するメッセージ**

Rospatent は、出願を審査する際に異議申立手続に切り替えることで、意匠特許の審査及び発行に要する期間を大幅に短縮するとともに、特許の信頼性を向上させ、特許庁の審査官の労力を軽減できると[確信している](#)。

公開の異議申立制度は、知的財産に対する先の権利を保護し、出願の審査段階において意匠に関する第三者による解決策が登録されるのを防ぐために世界の一部の特許庁で試行されてきた仕組みである。それと同時に、意匠の登録に異議を申し立てる合理的な根拠を提出する者は、何人であれ出願に関する決定に直接影響力を及ぼすことができる。

異議申立制度を導入することで、ユーラシア意匠、国際意匠及びロシア意匠の登録手続の統一性を確保できる。

特許庁では異議申立手続に切り替えることを検討しており、その場合でも、限定された形での専門官による意匠出願審査を受けることができる。

さらに、意匠出願の早期公開を希望しない権利者の利益を考慮に入れるため、出願人の

要請に応じてそのような公開を延期できる道も設けてもよい。こうした選択肢は、消費財などの短命な製品の意匠創作者に好まれると思われる。

・ 「**民法典第 1370 条第 4 項第 1 段により自身の憲法上の権利が侵害されていることを理由に Nikolay Zenkin 及び Ruslan Zenkin の個人 2 名が提起した訴えの審理を求める請求の却下に関する**[2020 年 5 月 28 日の憲法裁判所決定第 1204-0 号](#)

N. N. Zenkin 及び R. N. Zenkin の個人 2 名は、民法典第 1370 条第 4 項第 1 段の合憲性に異議を唱える。同規定は、別段の規定を定める使用者と従業者との間の契約（同条第 3 段）が存在しないときは、従業者が、自己の雇用義務の履行の過程で又は使用者に課された特定の職務から生じた自己の創作であって法的保護を受けられる成果について、書面により使用者に通知しなければならないと定める。

従業者の発明について特許を取得する権利をめぐるこれらの個人とその使用者との争いにおいて、知的財産裁判所は、N. N. Zenkin 及び R. N. Zenkin を特許所有者として表示する職務発明の特許を無効とし、新たな特許を使用者に発行するよう Rospatent に強いた。それと同時に、知的財産裁判所は、N. N. Zenkin 及び R. N. Zenkin が民法典第 1370 条第 4 項第 1 段に規定される義務を遵守したことを示す証拠が不十分である点に言及した。

原告によれば、法的保護を受けられる成果の創作に関する使用者への書面による通知に含めるべき情報の正確なリストが同段に含まれず、使用者に特権的地位を与え、この規定で定める義務を従業者が果たしたかどうかをめぐって恣意的な判断をもたらすため、係争中の規定がロシア憲法の複数の条（特にあらゆる者の法の下での平等を保証する第 19 条）と矛盾するという。

憲法裁判所の結論に基づけば、係争中の規定は、職務発明に係る排他権及び特許を取得する権利を所有する使用者と、自己の雇用義

務の履行又は使用者に課された特定の職務に関連して発明を創作した従業者との間で利益の均衡を図ることを目的としており、したがって、訴状に指摘された点について原告の憲法上の権利を侵害しているとみなすことはできない。

・ **事件第 A50-32881/2018 号に関する 2020 年 5 月 22 日のロシア連邦最高裁判所経済紛争に関する司法委員会決定第 309-ES19-26352 号**

実用新案に係る排他権に対する侵害に関する訴訟の審理中に原告の特許の請求項が変更された場合、裁判所が侵害の事実を評価するためには、新たな特許の保護範囲を検討し、新たな一連の請求項の独立請求項に含まれる全ての本質的特徴が被告の製品に使われているかどうかを吟味するべきである。

原告の排他権が実際に侵害されているかどうかを判断するためには、特許第 119869 号に基づく実用新案の請求項に加えられた変更が特許第 183820 号の実用新案の保護範囲にどのような影響を及ぼし、特許第 183820 号に含まれる一連の請求項の独立請求項に含まれる実用新案のそれぞれの特徴が被告の製品に含まれるかどうかを調べるのが重要であったにもかかわらず、裁判所は、紛争を解決する際にこの点について調べなかった。

6 月

・ 「知的財産を担当する連邦行政当局が法的拘束力のある処分を行うために必要とされる特許手数料その他の手数料の支払に関連する期限を含め、出願人、権利者及びその他の者が行為する期限の延期に関する」**2020 年 6 月 20 日のロシア政令第 893 号**

新たなコロナウイルス感染の拡大及び高度警戒体制の導入期間中に Rospatent との通信を容易にする条件を生み出すことを目的とする 2020 年 6 月 20 日のロシア政令第 893 号が 2020 年 6 月 22 日に施行された。同政令が採択される根拠法となったのが 2020 年 6 月 8 日

の連邦法第 166-FZ 号である。同法の規定の一つに基づき、Rospatent が知的活動の成果及び識別手段の法律に基づく保護に関連する法的拘束力のある処分を行うために必要とされる行為を原告、権利者及びその他の者が行う期限の延期を 2020 年に決定する権限が政府に与えられた。

原告、権利者又はその他の者が Rospatent に対して何らかの行為を行う（さまざまな文書、出願のための追加資料、申立書、願書、異議申立書などを提出する）期限が 2020 年 3 月 30 日から 11 月 30 日までの期間に最終日を迎える場合、採択された政令に従いその者の請願によりその期限を 2020 年 12 月 31 日まで延期できる場合がある。期限を延期できる可能性は、なかんずくあらゆる種類の手数料の支払に該当する行為に適用される。

期限延期の申立書は、延期を求める期限の最終日又は採択された政令の施行日のいずれか後の日から 1 か月以内に提出することができる。そのような申立書の提出に要する手数料は定めていない。

・ 「**民法典第 1259 条第 1 項及び第 7 項並びに民法典第 1263 条の合憲性を確認するための第 15 商事控訴裁判所による照会に対する**」**2020 年 6 月 18 日のロシア連邦憲法裁判所決定第 1345-0 号**

憲法第 125 条（第 IV 部）に基づく憲法裁判所への照会が行われたため、第 15 商事控訴裁判所（以下「第 15 商事控訴裁判所」という）が事件第 A32-48015/2018 号の訴訟手続を一時停止した。

それと同時に、第 15 商事控訴裁判所は、民法典の以下の規定の合憲性に疑義を呈した。

－ 民法典第 1259 条第 1 項。これは、特に、著作権で保護される著作物が、著作物の価値及び目的並びにその表現の態様にかかわらず、学術、言語及び美術の著作物であること、また、これに視聴覚著作物、絵画、彫刻、グラフィックス、デザイン、劇画、漫画

及びその他の美術の著作物が含まれることを定める。

－ 同条第7項。この規定に従い、著作権は、本質的に著作者の創作の成果である著作物として独立して獲得でき、かつ同条第3項に定める要件を満たす場合は、著作物の一部、著作物の名称及び著作物の特徴に及ぶ。

－ 視聴覚著作物に関する第1263条。

第15商事控訴裁判所が述べたように、民法典第1259条第1項及び第7項並びに第1263条の規定により、本来、視聴覚著作物の一部として作成された特徴の画像（写真）に対し、法律に基づき、独立した視覚美術著作物に対すると同様の保護が与えられる可能性があるため、同規定はロシア連邦憲法第19条（第1部）と矛盾する。第15商事控訴裁判所は次のように指摘する。視聴覚著作物の一部であるような特徴に係る排他権についてその保護が請求された場合、被告によるなんらかの行為が侵害行為であるとみなされてしまい、同時に、特徴の画像（写真）に係る排他権の保護を求める請求である場合、裁判所は、被告によるなんらかの行為が著作権により保護される複数の事項に係る排他権を侵害するという事実を前提にする。これは、当該紛争をめぐって相互に矛盾する法執行慣行が存在することをはっきりと示している。また、原告は、裁判所が、侵害された権利に保護を付与するかどうかを請求の実体ではなく侵害の本質に基づいて決定すべきであるとも考え、著作権により保護される事項を分類する際に特定の著作物の創作時における著作者の意思が優先されるべきだと考える。第15商事控訴裁判所の観点によれば、視聴覚著作物と視覚美術著作物の両方についてそれに係る排他権の保護を受ける権利を主張する機会を権利者に与えた場合、排他権の侵害に係る対価の支払を二重に受けることを権利者に認める結果になる。

憲法裁判所は、民法典第1263条第5項に従い、その不可欠な部分として視聴覚著作物を構成する著作物の各著作者が自己の著作物に係る排他権を留保するものの、当該排他権が

他の法定事由により製作者や他の者に移転された場合はこの限りではないと述べた。

したがって、視聴覚著作物及びこれを構成する著作物に係る排他権をある者が取得しても、それは、関連する知的財産の法律に基づく保護及びその排他権を将来的に処分できる可能性に影響を及ぼさない。このような規則は、複合的著作物としての視聴覚著作物特有の特徴を考慮に入れ、映画の著作物が翻案され又は複製された著作物の著作者の権利を害することなく、原著物として保護されるとする文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第14条の2の第1項を発展させたものである。

排他権の侵害に係る対価の請求を行う場合、知的財産に係るどの権利が侵害されたと考えているのかを原告が記載すべきである。その事件を審理する裁判所の権能には、その権利が原告に帰属するかどうか、及びそれが被告により侵害されたかどうかを認定することが含まれる。

知的財産固有の特徴は、ある行為が本質的に知的活動の複数の成果又は識別手段に係る排他権を侵害する可能性があるようなものでなければならない。そのような侵害が、一つの有形の媒体で表現される複数の知的財産事項に存在する場合でもよい。

知的財産事項に係る排他権への侵害に係る対価の支払を受ける場合には、民事取引における当事者の権利と正当な利益の均衡を図るため、憲法から生ずる正義、平等、比例性の要件に従い、また、他の者の権利及び自由を侵害するような人権及び市民的権利並びに自由の行使に対する禁止に従い、権利者の財産権を保護すべきである。

ある行為を原因とするものであって、ある権利者に帰属する複数の知的財産事項に係る排他権に対する侵害が生じた場合にその対価の額を減額することを裁判所に認める民法典第1252条第3項第3号の規定により、そのような侵害事件においても利益の均衡が図られるよう確保されている。また、裁判所は、

2016年12月13日の憲法裁判所決議第28-P号において表明された見解を考慮に入れ、対価を法定の下限未満の額に定めることもできる。

・事件第2-5974/2018号に関する2020年6月5日のロシア連邦最高民事裁判所の司法委員会決定第78-KG20-1号

個人A. V. Kukinは、使用者が特許を取得した職務発明及び職務考案に係る補償金の支払を受けるためにその使用者に対する請求を裁判所に提出した。

法律によれば、職務発明及び職務考案について使用者が特許を取得した場合、職務発明者は使用者から補償金の支払を受ける権利を有し、その額、その支払の条件及び方法は従業者と使用者との間の契約により決定され、紛争が生じた場合は裁判で解決される。

第一審裁判所及び控訴裁判所は請求を棄却した。裁判所は、その際、補償金の額、支払の条件及び方法が当事者により雇用契約において合意されており、従業者の給与額を決定する際に発明者の補償金が考慮されているとその契約に記載されている事実を前提にした。

最高裁判所は、発明者による破毀審請求を審理し、その決定において次のように述べた。

被告使用者は、ロイヤルティとしての補償金を給与の一部として原告に支払ったと主張する。それと同時に、被告の提示した現地規則（労働報酬に関する規則、従業者による主要業績評価指標の達成及び従業者へのボーナスの支払に関する規則など）には、職務発明及び職務考案に対する補償金を支払う条件及び方法に関する規定が存在しない。発明者が述べたように、発明者と使用者の間にはロイヤルティとしての補償金の額及び支払の方法に関する合意が存在しない。

下級裁判所はロイヤルティとしての補償金が原告への給与の一部として支払われたと結論づけたものの、その際に根拠とした証拠を

示していないと最高裁判所は述べた。裁判所は、A. V. Kukinが職務発明及び職務考案を創作した際に給与の額が変更されたかどうか、及び原告の給与のどの部分がロイヤルティとしての補償金であったのかという問題を検討していない。裁判所は、雇用契約において補償金の額、支払の条件、方法が合意されていると結論づけたものの、そうした合意を示す雇用契約の条項を示していない。雇用契約の条項にはロイヤルティとしての補償金の額、支払の条件及び方法に関する記載が存在しないため、従業者の給与額が決定される際に発明者の補償金が考慮されたと規定する雇用契約条項を裁判所が参照したことは不法である。

最高裁判所は下級裁判所の司法判断を覆し、審理のやり直しを求め、事件を差し戻した。

・2008年12月10日の政令第941号の改正に関する2020年6月4日の政令第822号

政府は、地理的表示の保護を導入する法律の発効に向けた準備期間中に2020年6月4日の政令第822号を制定し、特許及びその他の手数料に関する規則を改正した。

これにより、以下の手数料が設定された。地理的表示の願書の提出（2,700ルーブル）及びその専門官による出願審査（1万800ルーブル）、地理的表示又はその使用権の登録（1万6,000ルーブル）、登録された地理的表示の使用権を示す証書の発行（2,000ルーブル）、商品の原産地名称の出願から地理的表示の出願への転換又はその逆（3,000ルーブル）、又は商品の原産地名称から地理的表示への転換又はその逆（9,000ルーブル）、地理的表示の使用権の存続期間の10年間の延長（2万ルーブル）、地理的表示の登録拒絶決定に対する異議申立ての審判（9,000ルーブル）又は登録及び（又は）登録された地理的表示の使用権付与に対する異議申立ての審判（1万4,000ルーブル）、地理的表示の登録抹消を求める申立て及び（又は）地理的表示の使用権の有効性の審判（8,000ルーブル）など。

それと同時に、中小企業、個人起業家、教育機関又は科学機関を対象とする手数料が、地理的表示の出願、その専門官による出願審査（では 3,780 ルーブルに）、地理的表示又はその使用権の登録（では 5,600 ルーブルに）減額された。

・ **民法典第 1483 条の（商号及び取引名に関する）第 8 項の要件に適合する商標としての登録が請求された指定の検証に関する Rospatent からのメッセージ**

Rospatent のウェブサイトにて 2020 年 6 月 9 日に公開された情報により、請求された呼称と商号又は取引名に対する先の権利との抵触に関する第三者の主張を特許庁がどのような方法で検証するのかが明確になった。何人も、商標出願に関する情報を公開後、Rospatent に対してそのような主張を行うことができる。

7 月

・ **Rospatent のウェブサイトのドメイン名が変更された**

連邦知的所有権行政局（Rospatent）のウェブサイトのドメインが 2020 年 7 月 7 日に変更された。現在のドメインは以下のとおり。
rospatent.gov.ru

・ **請求項記載の事項の電子形式の 3D モデルを出願に含めること及び特許及び証書を電子的に取得することが可能になる。**

民法典第 IV 部の改正に関する 2020 年 7 月 20 日の連邦法第 217-FZ 号が 2020 年 7 月 20 日に [公布された](#)。

この改正により、出願人は、発明、実用新案、意匠、及び商標の出願において 3 次元（3D）モデルを電子的に提出できるようになる。

国際標準（ISO 10303-21）としての STEP フォーマット（3D モデルを明確に表示することを可能にするコマンド・セット）の精巧さか

ら、これが 3 次元モデルの基本的な内部ファイル・フォーマットとして採用されることが予想される。その場合でも、Rospatent では、3D プリンティングによる立体事項の複製を除外した形式で出願資料を公開し、これをあらゆる第三者による確認に供することを予定しており、これにより発明者の権利に対する完全な保護を保証している。

さらに、保護証も電子形式で発行される。出願人は、なお、そのハードコピーも同時に入手できる。

同法は、公布日から 180 日を経過したとき、つまり 2021 年 1 月 17 日に施行される。

・ **第 15 商事控訴裁判所からの要請に関連する、民法典 1515 条 4 項 2 号の違憲審査事件に関する 2020 年 7 月 24 日の憲法裁判所決議第 40-P 号**

憲法裁判所は、以下の理由に該当する限りにおいて民法典 1515 条 4 項 2 号が憲法に適合しないと [認めた](#)。その理由は、この規定によれば、商標に係る排他権が侵害された事件において、（損害額を合理的な程度の確度で計算でき、被告が超過額を証明できることを条件として）支払総額が権利者に生じた損害の何倍にも及び、しかも、被告による侵害が初犯であり、かつ他の者にその権利が帰属するような知的財産に係る当該権利を侵害するような使用がその事業活動の本質的な部分ではなく、甚大ではなかったことを当該事件の状況が明確に示している場合であっても、裁判所が、当該事件の諸事実を考慮に入れ、権利者に支払うべき対価を決定する際に、対価の総額を減額することが許されないためである。

憲法裁判所は、憲法裁判所決議から生ずる現在の法的なルールを修正するよう立法府に求めた。

裁判所は、民法典が改正されるまで、侵害の本質及び被告の抱える財政状態の制約を含めた事件に関連するあらゆる事情を考慮に入れ、被告から該当する申立てがなされた場合には、民法典第 1515 条第 4 項第 2 号に定める

額未満に対価を減額する機会を奪われない。それと同時に、一方で被告の財産への過度の干渉を防ぎ、他方で被告が契約によらずに知的財産を使うことを抑制するため、裁判所は、そのような対価を半額以下に減額してはならない（すなわち、対価の額が商標の使用権の価額を下回ってはならない）。

・ **Rospatent は、第三者機関と協力し、発明及び実用新案の情報調査と専門官による出願審査を行う。**

民法典 IV 部の改正に関する 2020 年 7 月 31 日の連邦法第 262-FZ 号が 7 月 31 日に[公布された](#)。

同法により特許性の予備情報調査及び予備評価の導入された。この手続は、発明及び実用新案の出願に係るものであって、Rospatent により認定されるロシアの専門科学教育機関が関与するものである。

出願人は、自らの裁量により予備情報調査サービスを利用することを選択できる。それと同時に、そのような情報調査の結果が判明した後、出願の実体審査請求を行う際に出願資料を変更する機会が出願人に認められる。Rospatent は、出願の実体審査を行う際に、特許性の予備調査及び予備評価の結果を考慮に入れる。

また同法は、1 人の出願人が、特許の発行を受けた場合には任意の者にその特許を譲渡する意思を示す陳述書を提出することで手数料を支払うことなく年間に行える出願件数を決定する権限も政府に与える。現在、そのような出願件数に上限は設けられていない。

同法は、公布日から 1 年後、つまり 2021 年 8 月 1 日に施行される。ただし、政府の新たな権利に関する規定は、法律の公布から 90 日後、つまり 2020 年 10 月 29 日に施行される。

・ **ユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書の批准に関する法案**

政府は、カザフスタン共和国ヌルスルタンで行われた外交会議で 2019 年 9 月 9 日に採択

された 2019 年 9 月 9 日のユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書の批准に関する[法案（法案第 996837-7 号）](#)を下院に提出した。アゼルバイジャンが 5 月 19 日、アルメニアが 5 月 20 日に同議定書を批准した。

同議定書は、批准又は加盟した最初の 3 か国につき、三番目の国が批准書又は加盟書を保管目的の受託者である WIPO 事務局長に寄託した 3 か月後にその効力を生ずる。

・ **地理的表示の保護を規定する民法典の改正が 7 月 27 日に施行された**

2019 年 7 月 26 日の連邦法第 230-FZ 号に従い、知的財産のさらにもう一つの主題である地理的表示の保護が商品の原産地名称とともに導入された。

8 月

・ **ユーラシア経済連合の商標、サービスマーク、及び商品の原産地名称に関する条約の批准に関する法案**

政府は 8 月 26 日、ユーラシア経済連合の商標、サービスマーク及び商品の原産地名称に関する条約の批准に関する[法案（法案第 1013566-7 号）](#)を下院に提出した。同条約は 2020 年 2 月 3 日にモスクワで調印された。

条約に従って登録された連合の商標及び商品の原産地名称の法律に基づく保護は連合全域で有効である。

同条約は、連合の商標又は商品の原産地名称の登録出願を任意の国内特許庁に提出でき、その出願に基づき、必要な手続の完了後、該当する呼称に対する法律に基づく保護が連合の各加盟国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア）で与えられることを規定する。

同条約は、連合の全ての加盟国が批准した場合にのみその効力を生ずる。

9月

・ 行政訴訟手続における連邦知的所有権行政局 (Rospatent) による紛争の審理及び解決のための新規則が施行された

2020年4月30日の教育科学省(第644号)・経済開発省(第261号)共同命令(2020年8月25日に第59454号として司法省に登録)により、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示及び商品の原産地名称の法律に基づく保護の付与及び終了をめぐる紛争のRospatentによる審理及び解決のための手続を定める規則が承認された。

これは、紛争が審理される事由、異議申立書、願書その他の書類の提出手続並びにそのような書類に関する要件、異議申立書又は願書の受理・登録手続、その審理手続を定める。

新規則は2020年9月6日に施行される。Rospatentの2003年4月22日の命令第56号により承認された、特許紛争評議会への審判請求書及び願書の提出並びにそれらの審理に関する規則が適用されないことが同日に認められた。

・ 地理的表示に関する願書の作成及び審理に関する規則が定められた

2020年7月3日の経済開発省令第398号(2020年8月26日に第59495号として司法省に登録)が9月7日に施行され、以下が承認された。

- 地理的表示又は商品の原産地名称に関する願書の作成、提出及び審理に関する規則
- 地理的表示の出願書類及び商品の原産地名称の出願書類に含まれる文書の要件並びにその形式
- 地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権の証書に記載される詳細な事項のリスト

地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権の証書の形式。

2015年9月30日のロシア経済開発省令第697号及び類似の法的関係を規律する省令が廃止された。

・ 保護される地理的表示及び商品の原産地名称の保護シンボル(紋章)

Rospatentの2020年7月3日の命令第94号(2020年8月28日に第59556号として司法省に登録)が9月8日に施行された。この命令は、地理的表示と商品の原産地名称の保護シンボルを承認するものである。

商品に付された紋章は、これらの商品に関して商品の原産地名称又は地理的表示が登録されていること及びそのような商品の製造者がその商品の原産地名称又は地理的表示に対する登録された権利を有することを確認するものである。



・ 商品の原産地名称又は商品の原産地名称の出願から地理的表示又は地理的表示の出願への転換、又はその逆。

民法典は、権利者/出願人が商品の原産地名称又は商品の原産地名称の出願を地理的表示又は地理的表示の出願に転換でき、又はその逆もできると規定する。このような転換手続は、2020年7月3日の経済開発省令第399号により承認されている。同手続は9月14日に施行された。

・ 地理的表示又は商品の原産地名称への法律に基づく保護の付与及び(又は)地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権の付与に対する異議申立ての審理手続が9月18日に施行された。

地理的表示の保護の導入に関連する民法典の改正規定は、何人も、地理的表示又は商品の原産地名称の出願の公開後3か月以内に、

出願資料を確認し、主張されている地理的表示又は商品の原産地名称に対して法律に基づく保護を付与すること、又は地理的表示又は商品の原産地名称の使用権を付与することに対する異議申立書を Rospatent に提出できると規定する。それと同時に、改正民法典は、そのような異議申立てを審理するための公式の手続を規定し、経済開発省がその規則を定めている。2020年6月17日の経済開発省令第356号により承認された異議申立ての審理手続が9月18日に施行された。

特許庁長官の声明

・ 2020年3月13日

Rospatent の長官が CIS 加盟国の国際経済フォーラムで Rospatent の新たなデジタルサービスについて語った。

「Rospatent は、知的財産や高度技術の変化に適応するだけでなく、出願人や権利者にとって快適な『デジタル環境』の構築も先導するべきです」。Grigory Ivliev 長官はそう強調した。

Rospatent の長官は、ロシアのソフトウェアにより推進される特許庁の新たなデジタルサービスが早ければ2020年5月に提供されると述べた。これには二つのデジタルプラットフォームと国家情報システムが含まれる。例えば、これらのものには、知的財産事項の登録を容易にするサービス、特許情報処理サービス、知的財産権管理サービス、特許研究のためのデータ分析システムなどが含まれる。

・ 2020年4月24日

4月26日の世界知的財産の日を祝し Rospatent の Grigory Ivliev 長官の行った[挨拶](#)が Rospatent のウェブサイトにも公開された。

本日、「『グリーン』な未来のための革新」というスローガンの下で休日の祝典が行われています。これにより、WIPO は、技術的な大発見、発明者の洞察、科学的発見の重要

性だけでなく、輝かしい未来に対する我々の共同責任も強調しています。我々一人一人の行動が未来を形成します。そして、コロナウイルスによるパンデミックを原因とする世界の現状も、このスローガンの正しさをいっそう際立たせています。世界の知的財産制度が常に創造性・技術と普遍的進歩をめぐる人道的原則の両方の結合である以上、なおさらです。

小職は、連邦知的所有権行政局を代表し、現在興味深く刺激的なデジタル変革が進むこの分野に献身的に従事する全ての方々に祝辞を述べたいと思います。Rospatent は今日、これらの変化の最前線に立ち、我が国の特許庁のデジタルサービスに関するプレゼンテーションに世界有数の特許庁の同僚の方々が多大な関心を寄せてくださっていることも我々の持つ強みを裏付けるものです。我々は、この強みを我が国の全発明者と経済界全体の利益のために活かすよう努力します。

同時代に生きるみなさんだけでなく、みなさん子孫にとっても重要性を持つような素晴らしい貢献に感謝します。

・ 2020年6月2日

特許庁の Grigory Ivliev 長官が「**現在の状況下で政府と製薬業界が直面している課題**」と題したオンライン会議において演説し、その中で、間もなく登場する薬理学的有効成分の統一ユーラシア登録簿を新設し、管理する用意が Rospatent にあることを報告した。

Rospatent の長官は、そのような登録簿が存在することによりジェネリック医薬を効率的に生産することが可能になると付け加えた。「ジェネリック医薬の生産がいつから可能になるのかを誰もが理解できるようになります。登録簿の新設により、研究又は開発が制限される心配はありません。権利者の希望に関係なく、誰もが引き続き研究を行うことができます。これは、我々の法律でも想定されている特許権の制限であり、それが厳守されています。しかし、それと同時に、ジェネ

リック医薬の導入期間が、参照医薬品特許の所有者、つまり存続期間の満了する時期がわかっている人々を含む誰にとっても明確になり、市場にもこの点に関する指針が示されます」。長官はそう説明した。

・ 2020年6月9日

Rospatentにおける公開委員会（Public Council）の会合がビデオ会議形式で行われた。

Rospatentの**Grigory Ivliev**長官は歓迎の挨拶において、特許庁の現在の業務に焦点を当て、現状が、デジタル化のプロセスを加速させる必要性とともに特許庁の電子サービスに対する出願人の関心の高まりを示していると述べた。例えば、現在、さまざまな国家サービスに占める電子出願の割合は10%から90%の範囲にある。

Rospatentの長官は、立法に関係する特許庁の主要な取組みの概要について説明した。「このような時期だからこそ、手数料の支払期限はもとよりパンデミックにより遅延が生じている場合の行為期限を延期することを可能にするような法律が可決されたことは我々にとって極めて重要です。我々は今、その方法論に関する政令を準備しています。また、政府、請負業者及び第三者との間における権利の配分を大幅に変更するような民法典の改正に関する取決めも採択されました。国防及び保安分野の知的財産に関する特許の取得及び管理が今では分離されています」。

・ 2020年6月10日

発明と実用新案の出願の専門官による実体審査中に行われる情報調査と特許性に関する予備評価に認定組織が関与できることを定める民法典の改正法案が第一読会のために作成され、下院で議論された。

「法案を可決することで、Rospatentの専門官が自らの行う準備作業の範囲を絞り、請求項記載の発明の実体への理解を深めることが可能になるのみならず、科学技術の専門分野の情報調査と特許性評価を行うための実践

的技能を備えた専門家の範囲を拡大することが可能になります。そのおかげで、特許の質を引き上げることができる一方、事前情報調査や特許性評価が行われたものについては発明・実用新案出願の専門官による実体審査の期間を短縮し、これに要する手数料を減額することができます」。Rospatentの**Grigory Ivliev**長官はそう強調する。

・ 2020年6月23日

下院において、登録される知財事項の3Dモデルと保護証の電子的発行に関する法案が第2読会を通過した。

同法案は、知的財産事項の登録目的での3Dモデルの出願人による提出並びに電子保護証の導入を示唆するものである。

Rospatentの**Grigory Ivliev**長官によれば、同法案により、旧式になったデータ形式（フラット・プロジェクトン）を置き換えることだけでなく、ロシアにおける特許取得手続をデジタル化することも可能になる。その上、3Dモデルは現在国際的にも議論されている。

「3D標準が国際化されることは我々にとって極めて重要な問題です」。特許庁長官はこう述べる。

・ 2020年6月25日

Rospatentは、意匠権の登録出願を審査する期間を半減させる。

現在利用されている手続は最大で半年を要し、その際に専門官が特許出願の新規性を全面的に確認しなければならない。それと同時に、**Ivliev**長官によれば、収集した文献の分析に付随して必要性のない大量の仕事が存在するという。そのうえ、特許の取得が見込まれる意匠に類似する先に登録された意匠であって、もはや使われておらず、権利者が類似意匠の特許が発行されるかどうかに関心がないものも多い。

特許庁では、意匠に異議申立手続を導入し、従来使われてきた専門官による出願の実

体審査をやめる案について時間をかけて議論している。「提案されている異議申立方式により特許の発行が迅速化されることでしょう」。Grigory Ivliev 長官はそう語った。「受理した出願が方式要件を満たしていれば、Rospatent のウェブサイトで公開されず。利害当事者から異議申立を受けた場合に専門官による出願審査を行い、異議申立てがなければ特許が発行されます。当庁の調査に要する期間が短縮され、労力が軽減され、コストを節減できます」。

・ 2020 年 8 月 26 日

「2030 年には、特許出願の大半に 3D 技術が利用されていることでしょう」。Rospatent の Grigory Ivliev 長官は、2020 年 8 月 26 日の RIA Novosti とのインタビューでこのように述べた。

Ivliev 長官によれば、3D 技術により出願を審査する手続が簡素化されるという。「発明、実用新案、意匠の専門官による出願審査は現在では審査官によって行われており、審査官が独自の想像力で技術的解決を形成し、図面と請求項の文字による説明とを比較し、2次元の画像を組み合わせています。知財事項の 3D モデルを受け入れ、比較することで、技術的解決の実体についてより深く開示できるようになります」。長官はそう考えている。

「3次元モデルに切り替えれば、審査官による出願審査の期間が短縮され、審査の質が向上します。2030 年には、受理した出願の大半に 3D 技術が使われるようになると思います」。特許庁長官はこう付け加えた。

・ 2020 年 8 月 26 日

Rospatent では、紙の文書の使用を中止する提案を政府に行う準備をしている。Rospatent の Grigory Ivliev 長官が 2020 年 8 月 26 日の RIA Novosti のインタビューで述べたように、特許庁の職員は毎日およそ 80 キログラムの紙の書類を処理しなければならない。

「我が国の特許庁には、紙ベースの媒体の利用を中止する用意があります。また、その提案を徹底して検討しています。追って文言を決め、検討の用に供するために政府に提出する予定です」。長官はそう述べた。

Ivliev 長官によれば、知的財産セクターの場合、文書を電子形式で送受信できるのであればもはや紙ベースで文書をやり取りする必要はないという。

Rospatent の国際協力

・ Rospatent はパンデミックの渦中における特許庁の課題について話し合うため、2020 年 4 月 6 日、20 日、30 日、5 月 19 日に WIPO が主催する一連のビデオ会議に参加した。

ビデオ会議は WIPO の Francis Gurry 事務局長が議長を務め、以下の各知的財産庁の長官が出席した： オーストラリア、ブラジル、英国、インド、カナダ、中国、韓国、ロシア、シンガポール、米国、フランス、スイス、日本並びに欧州連合知的財産庁及び欧州特許庁。

特許庁の長官たちは、サービス期間の延長、一定の区分の手数料の支払免除期間の付与など、それぞれの業務の最新の動向に関する情報を共有した。

ロシア側では、手数料の支払に関連するものを含め、行為する期限の延期に関する情報を提供した。

「Rospatent では、現在の状況を考慮し、ロシア法の規定を指針とし、高度警戒体制期間中におけるサービス提供期間を延長することが適切だと考えています。言い換えれば、高度警戒体制によるものであれば、出願人が行為する期限を徒過した場合でも、国家サービスを受ける権利を失うことはありません」。Rospatent の Grigory Ivliev 長官はそのように述べた。

ウイルス感染やこれに付随する疾患と戦うことを目的とする技術発明の出願の早期審査のためのロシアの取組みが多数の特許庁長官に伝わった。

該当する特許情報への迅速なアクセスを医学界に提供すること及び特許庁間のデータ交換は、パンデミックと闘うための世界的な取組みを強化する助けになる。会議の出席者は、特許が、研究者や企業にとり最も重要な情報源であると指摘した。

PCT、マドリッド、ハーグ制度に基づく国際出願を含め、出願を審査するための継続的な取組みに関する情報が Rospatent に伝えられた。Rospatent の専門官は、遠隔勤務し、電子的な通信経路を使って出願人とやり取りをすることができる。

出席者は、ビデオ会議を通じて個々の WIPO 作業部会の会議をバーチャルで開催する案や特に緊急時に期限を延期する追加的権限を事務局長に認める案など、知的財産の登録に関する国際制度（PCT、マドリッド、ハーグ、リスボン制度）の規則を変更する案を会議中に討議した。

一部の代表団は、不可抗力に直面した場合、法執行手続において、国際条約の既存規定の柔軟な解釈方法を遵守する必要があると概説した。

・ 2020 年 4 月 29 日

ロシア連邦が議長を務める WIPO 標準委員会の 3D タスクフォースの会議がビデオ会議形式で行われた。

この会合には、ドイツ、韓国、ノルウェー、日本、欧州特許庁、欧州連合知的財産庁など、タスクフォース加盟国から 30 名の専門家が参加した。

出席者は、議題の一部として、知的財産庁と業界の代表者たちの間で実施された 3D モデル及び画像の使用に関する調査結果について討議した。

この調査には、30 の知財庁が関与し、そのうちの 13 が、限定されたものであっても 3D モデルを取り扱った経験があると報告した。

ロシア、ドイツ、日本の業界で実施された調査の結果によれば、主張する主題を視覚的に提示するための出願資料の一部として 3D モデルを特許庁に提出することに関心があると 63% が回答した。

出席者は、ロシアの専門家により作成された標準に対する勧告案を検討し、知財に関する 3D 形式のデータを特許庁及び組織間で交換する際の要件を統一する案を討議した。

・ 2020 年 5 月 28 日

ロシア・ベラルーシ連合国家の統合科学技術空間の確立を目的とする委員会の一環として知的財産小委員会の第 3 回会議がビデオ会議形式で行われ、Rospatent の Lyubov Kiriy 次長とベラルーシ知的財産庁

(Belgospatent) の Aliaksei Kurman 副長官が共同議長を務めた。

議題をめぐる主な焦点は、知的財産権の配分に関する標準的な規定を連合国家のプログラム及びその実施中に締結される契約に含めるため、規定の案について討議することであった。これらの文書は、ロシア・ベラルーシ連合国家の統合科学技術空間の確立を目的とする委員会の第 5 回会合（ミンスク、2019 年 12 月 19 日）における決定に従って作成されている。標準的な規定を含めることにより連合国家の科学技術プログラムの実施中に生ずる知的財産問題に対する規制の質と予測可能性を高めることができる。こうしたプログラムは、ロシア連邦とベラルーシ共和国の公的資金により費用を負担する知的活動の保護される成果の創作が伴うものである。

標準的な規定を作成する際、[それまでの会合で策定された、連合国家プログラムの実施中に創作された知的財産権の配分及び当該事項の記録に関する勧告](#)も考慮された。

・ 2020 年 6 月 10 日

Rospatent の **Grigory Ivliev** 長官と（キルギス共和国政府の下での知的財産とイノベーションを担当する国家機関である）キルギス知的財産庁（Kyrgyzpatent）の **Dinara Moldosheva** 長官との会合がビデオ会議形式で行われた。

Rospatent 長官と Kyrgyzpatent 長官は、二国間協力年の期間中における共同作業分野の概要を示した。Rospatent と Kyrgyzpatent は、COVID-19 パンデミックに直面する中であっても協力の歩みを緩めるつもりはない。

二つの特許庁の長はデジタル化に焦点を当てた両国特許庁の発展に関連する情報を共有した。このデジタル化は、困難な疫学的状況下でも途切れのない業務遂行の確保を可能にするものである。

両者は、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書及びユーラシア経済連合の商標、サービスマーク、及び商品の原産地名称に関する条約の批准状況と、ユーラシア特許の審判制度の開発及び発明の特許により保護される薬理的有効成分の登録簿の作成をめぐる見通しについて話し合った。

経験を交換し、協力する余地のある幅広い分野が検討された。これには、地理的表示の保護、情報技術、特許文書の送受信と公開、特許ライブラリと情報サービスを通じたやり取り及び知的財産担当者の研修が含まれる。上記分野におけるさらなる協力のため、両者は、各主題に関する専門家の参加を得て一連のウェビナーやビデオ会議を開催することで合意した。

・ 2020年6月19日

ユーラシア経済委員会（EEC）は、EEC 理事会の知的財産諮問委員会の第10回会合を2020年6月19日にビデオ会議形式で開催した。ユーラシア経済連合（EAEU）諸国は、知的財産分野の統合をめぐる見通しについて話し合った。

商標に係る排他権の消尽に対するアプローチについて議論した際、**Grigory Ivliev** 長官

は、該当する作業チーム内で相互に受け入れ可能な解決策を探ることが合理的だと述べた。この作業の目的は、消費者の利益に寄与し、商品の範囲を拡大し、価格設定の乱用を防ぐことである。

発明特許により保護される薬理的有効成分のユーラシア登録簿を作成するロシア主導の取組みについても議論された。

Rospatent の年度上半期の業績統計

発明、実用新案、意匠の法律に基づく保護（特許法事項）	
登録出願件数	25,064
審査された出願件数	29,103
出願の平均的な審査期間（月数）：	
- 発明	3.9
- 実用新案	1.0
- 意匠	4.4
特許法事項の専門官による出願審査結果を受けた決定に対する異議申立て、審判請求及び法律に基づく保護の無効審判請求の審理	
審理した異議申立ての件数	190
平均的な審理期間（月数）	5.0
商標、サービスマーク、原産地名称（識別手段）の法律に基づく保護	
登録出願件数	42,757
審査された出願件数	38,987
出願の平均的な審査期間（月数）	6.1
異議申立て、専門官による識別手段の出願審査結果を受けた決定に関係する申立て、無効審判請求及び識別手段の法律に基づく保護の早期終了を求める審判請求の審理	
審理した異議申立て及び申立ての件数	782
平均的な審理期間（月数）	3.1

第2部

地理的表示 - 知財の新たな主題

2019年7月26日の民法典第IV部の改正に関する連邦法第230-FZ号と、エタノール、アルコール、アルコール含有製品の生産及び流通に関する国家規則並びにアルコール製品の消費（飲酒）制限に関する連邦法第1条及び第231条が2020年7月27日に施行された。

同法は、ロシア法でそれまで取り扱っていなかった知財の以下の主題、すなわち地理的表示に関する法的なルールを導入するものであった。該当する規定は、これまで商品の原産地名称のみに充てられてきた民法典の条文に含める。

新規事項（地理的表示）は、実は商品の原産地名称に似ている。また、商品を識別する手段でもあり、その原産地に関連する特徴を有する商品を指定する役割も果たす。これは、商品の特徴とその原産地との関係に関する要件がそれほど厳格ではないという点で商品の原産地名称とは異なる。商品の原産地名称の場合には原産地、つまり該当する地理的な場所の自然的又は人的要因「のみによるか又は主としてそうした要因により」決定されるような特性を有する商品に使われる一方、地理的表示の場合にはその表示が使われる商品の特性と該当する地理的な場所との間に「おおむね」関連性があれば良い。それと同時に、商品の原産地名称の場合とは対照的であるが、地理的表示の場合には、その指定する商品の特徴が地理的な場所のどの要素（自然、人、その他の要素）により決定づけられるのか、商品の特徴とその原産地との相関関係を裏付けるために必要とされる文書、及びそのような相関関係を立証する方法について法律で定めていない。

商品の生産の全段階が該当する地理的境界内で行われているかどうか、地理的表示と商品の原産地名称との違いである。商品の原産地名称の場合には、商品の生産の全過程が、商品の原産地名称に含まれる土地の地理

的境界内で行われなければならないという要件が導入された一方、地理的表示の場合には、商品の特徴を決定づける少なくとも一つの生産段階が該当する地理的境界内で行われていれば良い。

もう一つの変化は、地理的表示と商品の原産地名称について保護を受ける権利を取得できる対象の範囲を上げたことである。改正法では、地理的表示又は商品の原産地名称により指定される商品の生産に従事する個人及び法人に加え、商品を生産又は商品化する複数の個人から成る団体が商品の原産地名称又は地理的表示を登録できると規定する。それと同時に、そのような団体に属する個人も、その団体名で登録された商品の原産地名称又は地理的表示の使用権を取得する。

法改正のおかげで、商品の原産地名称をめぐって一部の出願人が直面してきたもう一つの問題も解消された。すなわち、出願人による商品の生産及び一定の商品グループに係るそれらの商品の特性について判断を下す権限をロシア政府により付与された連邦行政当局が存在しない場合の問題である。改正法は、管轄権を有する連邦行政機関が存在しない場合でも、該当する地域を管轄するロシア連邦構成体の行政機関又は「ロシア連邦構成体の最高国家機関」（立法趣旨は、その機関が具体的に何であるのかを明記していない）により認定された組織が必要とされる判断を下せる旨を規定する。

同法は、地理的表示の使用権を登録し、付与するための手続、特に地理的表示の登録出願に関する要件を定めている。さらに、商品の原産地名称の登録出願に関する要件、特に商品に関連するそのような名称の認識を裏付ける文書を願書に添付しなければならないという要件が新たに導入された。

また、出所がロシア連邦域外にある商品であっても、地理的表示として保護されることが規定された。そのような地理的表示に関して、出願人は、ロシアの地理的表示について定められた情報を提出することに加え、外国の地理的表示がロシア連邦民法典により定

められた地理的表示に関する要件に適合していること及び商品の原産国においてこの地理的表示に対する排他権を取得していることを裏付けなければならない。

法は、それまで、商品の該当する原産地名により指定される商品の特性の公開について規定していなかった。今後は、この特性が公開される。特に、改正法では、同法が施行される前に登録出願がなされたものを含め、地理的表示と商品の原産地名の両方について、この特性の公開と出願資料の写しの入手可能性の両方について規定している。

民法典の規定と、エタノール、アルコール及びアルコール含有製品の生産及び流通に関する国家規則並びにアルコール製品の消費（飲酒）の制限に関する法律の規定とを整合させるために後者の規定も改正された。特に、ワイン製品の地理的表示又は商品の原産地名の登録を出願する場合には、保護される地理的表示又は商品の原産地名とともにワイン製品の製造許可を提出する必要がある。さらに、保護される地理的表示又は商品の原産地名により指定される、アルコール及びアルコール含有製品の生産段階、特徴又は特性に関する要件への適合が連邦アルコール市場規制庁により監視される旨を規定する。

この法律の採択により実際に生じた結果を評価することはまだ困難なものの、立法趣旨によれば、その採択により、地理的に決定される一定の品質及び評判を有する商品の原産地を表示する呼称であって、ロシアに存在していたものの、商品の原産地名の要件が厳格であったためにこれまで保護されなかった相当の数の呼称に保護が与えられることになる。

また、この改正により、WTO加盟国で保護されている地理的表示をTRIPS協定に規定されているとおりに保護するというロシアの負っている義務の遵守が確保される。

民法典の改正は、ロシアが、商品の原産地名及び地理的表示の国際的保護に関する

WIPO加盟国のリスボン協定のジュネーブ改正協定（2015年）に加盟できる可能性を高める。ロシアがこの国際条約への加盟手続を開始したことを既にRospatentを代表する人々が発表している。

憲法裁判所は、対価を法定の下限未満に減額することを裁判所に認める決議を行った

憲法裁判所は、民法典第1515条第4項第2号が憲法に適合していないと認め、民法典を改正するよう立法府に強いた。

憲法裁判所がこの事件を審査した理由は、控訴裁判所として個々の起業家に対する商標権所有者の権利保護に関する事件を審理した第15商事控訴裁判所の要請を受けたためである。事件の事実によれば、被告は、いずれも原告名で登録されている、「Stayer」商標との混同を生ずる虞がある程度に類似する画像を付した巻尺5製品とハケ3製品を販売するとともに巻尺2製品にも「Zubr」商標を付していた。原告は、使用権の価額の2倍に相当する額に基づき、また、第三者とのライセンス契約を参照し（つまり、民法典第1515条第4項第2号に基づいて）、それぞれ20万ルーブルの額の対価の支払を求める請求を裁判所に行った。

裁判所は、5万ルーブルの額に限り各原告による対価の支払請求を認容した。裁判所は、特に、被告による侵害が初犯であり、かつ甚大ではない（自らの販売する製品が模倣品としての性質を持つことを被告が故意には認識していなかった）点、及びその販売が被告の事業活動に不可欠ではなかった点を考慮に入れたうえで、さらに原告の損害額を示す証拠が提出されていない点及び商品が低価格である点を考慮に入れ、原告の主張する対価の額が過大であり、合理性及び正義の原則に反し、懲罰的性質を有するとの判断を下した。

控訴裁判所として事件を審理した第15商事控訴裁判所は、事件の審理を一時停止し、憲法裁判所に要請を行った。そこで、控訴裁判

所は、権利者が、同等の状況において通常合法的な商標の使用に適用される価格を基準とした商標の使用権の価値の2倍に設定し、その支払を求めた場合、疑義のある法規定により、（ある行為により排他権が侵害される商標が一つのみである場合の）既存の法執行慣行との関連において、控訴裁判所が法定の対価の額を減額することが妨げられていると述べた。このため、事件の（被告が個人の起業家であるが故に困難な生活状況を含む）該当するあらゆる事実を考慮に入れ、なされた侵害に比例する対価の額を裁定する控訴裁判所にとっての機会が奪われているという。また、第15商事控訴裁判所によれば、疑義のある規定のそのような解釈により、2016年12月13日の憲法裁判所決議第28-P号の述べる法的見解の範囲も不当に制限されるという。

民法典第1515条第4項は、侵害者に対し、損害に対する補償に代えて、対価の支払を請求する商標権所有者の権利を規定する。この場合、対価の額を決定する方法として以下の二つがある。侵害の本質に基づいて裁判所の裁量で決定された1万ルーブル以上500万ルーブル以下の金額（第4項第1号）、模倣品の2倍額又は同等の状況において通常合法的な商標の使用に適用される価格を基準とした商標の使用権の価値の2倍（第4項第2号）。

憲法裁判所は既に2016年、第4項第1号については、その2016年12月13日の決議第28-P号により、裁判所が審理中の事件固有の事実に基づき対価として下限（1万ルーブル）未満の額を裁定することが許されない限りにおいて憲法に部分的に適合していないと認めている。そこで、憲法裁判所は、民法典の必要とされる改正を行うよう立法府に強いた。とはいえ、現時点において、憲法裁判所が問題を検討した状況は、複数の知的活動の成果又は識別手段に係る権利に対する一つの不法行為による侵害（例えば、著作権により保護される複数の画像及び（又は）複数の商標を一つの製品に違法に付した場合）に関するものである。

2020年7月24日の決議第40-P号を行う際に憲法裁判所が検討した状況は、民法典第1515条第4項第2号（模倣品又は使用権の2倍額に相当する対価）に関するものである。この事件は、一つの行為による複数の識別手段に係る権利の侵害に関するものではない。それでも、憲法裁判所は、この事件においても、係争中の民法典の規定について、本件事実の事実を考慮し、法定の下限未満に対価を減額することを裁判所に認めない限りにおいて憲法に適合していないと判断した。裁判所は再度、民法典の必要とされる改正を行うよう立法府に強いた。

政府は、憲法裁判所決議第28-P号を実施するため、2017年7月に民法典第1252条の改正規定を含む法案第198171-7号を下院に提出した。法案は、知的活動の結果又は識別手段に係る権利が1人の権利所有者に帰属する場合には、裁判所が侵害の性質と結果を考慮に入れ、そうした権利の侵害に係る対価の総額を法定の下限未満に減額できると規定する。法案は2017年10月に第一読会を通過したものの、その後、それ以上の審議が延期されている。法案第198171-7号は、恐らく憲法裁判所の新たな決議（2020年7月24日の第40-P号）を考慮し、第二読会に向けて準備する際に修正された上で、その審議が再開されることであろう。

最高裁判所が、排他権の侵害に係る請求が部分的に認容された場合の訴訟費用について意見を述べた

2020年2月26日の最高裁判所決定第305-ES19-26346号及び原告の請求が一部認容された場合における被告の訴訟費用の支払に関する事件第A40-14914/2018号に関する2020年7月27日の最高裁判所最高会議決定第150-PEK20号：

自己の権利が侵害された原告に対し、被告の引き起こした侵害を理由に被告から共同かつ個別に徴収することが決まった対価の数倍に及ぶ額を被告の1に支払うよう命じ、その

ような義務を負わせることは、正義、平等及び当事者の権利と正当な利益の均衡に関する要件に適合しない。

ヒト幹細胞研究所（以下「研究所」という）が、商標に係る排他権の侵害に対して500万ルーブルの額の対価を2名の被告から共同かつ個別に徴収するよう求める被告に対する請求の申立書を商事裁判所に提出した。

第一審裁判所が下し、控訴裁判所及び知的財産裁判所の決定により支持された決定により請求が一部認容された。その結果、第一の被告と第二の被告は、商標に係る排他権の侵害を理由に10万ルーブルに相当する対価を共同かつ個別に研究所に支払うことが決定された。その他の請求は否認された。

第二の被告は、事件の審理中に負担した39万2,000ルーブルに相当する弁護士費用の支払を研究所に命ずるよう商業裁判所に請求した。第一審裁判所が請求を全面的に認容し、控訴裁判所及び知的財産裁判所がこれを支持した。

研究所は、最高裁判所に上告し、その事件において訴訟費用の配分に関してなされた判決を覆し、新たな決定を下すよう求めた。

最高裁判所の経済紛争に関する司法委員会（以下「司法委員会」という）は、上告された司法判断を以下の理由により覆すべきであると結論付けた。

第一審裁判所は、商事訴訟法第101条、第106条、第110条及び最高裁判所の複数の決議に含まれる説明を参照し、第二の被告の請求を全面的に認容した。

それと同時に、第一審裁判所は、被告の代理人による役務の提供がなされた事実、第二の被告によるそれらの役務に対する支払がなされた事実、また、役務に対して請求された額に対する過払いが研究所により証明されていないという事実を前提にした。

司法委員会は、裁判所が以下の点を考慮していないと述べた。

訴訟法の関連規定により決定されている訴訟当事者間における裁判費用の配分手続に関して、憲法裁判所が先に以下の法の見解を述べていること。

- 裁判費用は、裁判所の有利な決定を受けた当事者に対し、その本案に関する紛争を解決する司法判断に基づき支払われるべきであること

- 原告の請求が適法であるか不法であるかをめぐる裁判所の結論が裁判費用を裁定するための基準になるという事実が訴訟法の前提になっていること

- この結論が、次に、請求が認容されるべきものであるかどうかに関する裁判所の決定の効力発生部分に含まれる結論により直接左右されること。この理由は、裁判所によるその執行が、適法であり、侵害された権利と自由の回復をもたらし、それが憲法19条（第1部）及び第46条（第1部及び第2部）により裁判費用について必要とされる支払につながることを裏付けるのは裁判所による請求の認容のみだからである。

- 請求が一部認容された場合、侵害された権利と自由を回復するため、原告と被告のいずれも、訴訟手続に参与することを求められた結果として自分たちが被った裁判費用の裁定を要求できるものの、裁判所により認容された原告の請求に比例する部分又は裁判所により否認された原告の請求に比例する部分のいずれかについてのみ請求できること。

このような手続的ルールのねらいは、当事者の手続上の権利及び義務間の必要とされる均衡が図られるような条件を確立することにある。

最高裁判所はかつて、評価する回復請求の全面的ではない（一部）認容の場合、原告には裁判所が認容した請求の額に比例する訴訟費用を、また、被告には原告の請求の否認された部分に比例する訴訟費用を裁定すべきだと説明した。

研究所は、この訴訟に関する請求を行うことにより、商標に係る排他権の侵害に対して500万ルーブルの対価を支払うよう要求した。

民法典第1515条第4項第1項に従い、権利者は、自己の選択により、損害に対する補償に代えて、侵害の本質に基づいて裁判所の裁量で決定された1万ルーブル以上5万ルーブル以下の損害の対価を支払うよう要求することができる。

現実の侵害が証明された場合には、この対価の支払を命ずるべきである。その場合、自己の権利に対する保護を求める権利者は、自己に生じた損害額を立証する責任を免れるべきである。

対価の徴収を求める請求は懲罰的な性格を備える。請求の申立書には一括の場合の請求総額を記載するべきであり、その請求額に基づき、国税の納付額を決定するべきである。

裁定額が研究所による当初の請求額よりも少ない場合、これは請求の一部認容となり、認容された請求額に比例する裁判費用の支払を訴訟当事者に課さなければならない。

第一審裁判所は、審理中の事件において、第二の被告が請求した弁護士費用を裁定する際に請求の一部（請求額の2%）が認容された事実に言及している。

控訴裁判所及び破毀審裁判所は、本件事件の費用に比例的配分ルールが適用されないとする研究所の主張を否認し、また、最高裁判所が過去に表明した法学的見解を参照し、商標の違法な使用への対価の支払を命ずる際に、不当に請求された対価の額に比例する裁判費用の支払を原告にも命ずるべきだと述べた。

司法委員会は、最高裁判所により過去に表明され、本件事件において下級裁判所により参照された見解が、合理的な限度内での裁判費用の公正な配分を妨げるものではなく、それが商事手続法第110条の規定によっても導かれると考える。

合理的な限度内の弁護士費用の支払を命ずる裁判所の義務は、法律で定める司法的方法の一つであり、これには弁護士費用の不当な水増しを防ぎ、それにより憲法第17条（第III部）の要件を実施するねらいがある。まさにこうした理由から、商事訴訟法第110条の第2部では、事件の当事者の権利間の均衡を図る裁判所の義務に実際に言及している（2004年12月21日の憲法裁判所決定第454-0号）。

憲法裁判所は、その決議の一つにおいて、その際に主張された請求固有の特徴を考慮に入れることも含め、裁判所により審理される事件の区分の性質に応じ、裁判費用の配分に関する法的ルールを変更できる可能性について指摘しており、そのような変更が行われたことのみを理由に憲法上の正義の原則から逸脱していると判断することはできない。

侵害された知的財産権を保護するための対価の額は、事件固有の事実、侵害の本質、違法使用の期間、生じ得る損害、及び憲法裁判所により決定されるものを含むその他の要因に基づき、合理性と正義に関する要件を考慮し、民法典で定められた限度内での裁判所の裁量で決定される。

憲法裁判所は、その決議の一つにおいて、民法典第1515条第4項第1号で定める知的財産権の侵害に対する対価の徴収が、特に知的財産セクターにおける侵害を抑制するという公的目標を追求するための懲罰的性格を備えつつも、そのような概念により規制される関係ある当事者、すなわち権利者とその排他権の侵害者との対等性という認識に基づく私法的概念であり、知的財産事項に係る排他権への侵害に係る対価の支払を受ける場合には、その範囲内において憲法から生ずる正義、平等、適切性の要件に従い、また、他の者の権利及び自由を侵害するような人権及び市民的権利並びに自由の行使に対する禁止に従い、したがって、民事取引における当事者の権利と正当な利益の均衡を図るために、権利者の財産権が保護されるべきであると説明した。

排他権の侵害に対する制裁としての対価という概念は、知的財産を保護するためのものである。

審理中の事件において、裁判所は、被告に対する原告の訴えの適法性を全面的に認め、商標に必要とされるあらゆる権利を研究所が有すること及びその主張する排他権が被告により共同でかつ現実に侵害された事実を認定した。

しかしながら、裁判所は、裁判費用を配分する際に、当事者間に生じた金銭的な法的関係の実体と、対価の支払請求の特徴を考慮せず、また、徴収される対価と請求された費用との相関性を考慮しなかった。

このような場合、司法委員会は、被告の弁護士費用の全額を権利者から徴収することが、そのような事件において知的財産を保護する機会を制限し、原告の財産の回復を保証しないだけでなく、民事取引の当事者による誠実かつ遵法的な行為を刺激し、したがって事業活動において違法な方法や手段を利用して自らの利益を得る行為を排除するという公的目標の実現にも寄与しないと考える。

権利を侵害された側である研究所に対し、被告による侵害を理由に被告から共同でかつ個別に徴収する対価の額を数倍も上回る額を被告の一人に支払う義務を負わせるという審理中の事件の現状は、正義、平等及び当事者の権利と正当な利益の均衡に関する要件に適合しない。

このような状況は、何人もその違法又は不誠実な行為から利益を得る権利を有しないと定める民法第1条第4項の規定に矛盾し、権利者が裁判所を通じて侵害された自らの権利を防衛することを実際には妨げている。

第二の被告により行われた請求が全面的に認容されたため、第二の被告が第一の被告と共同で侵害した研究所の排他権が保護されず、訴訟の目的が達成されない結果になった。

商事裁判所が、自らの行為により、いずれかの当事者に特権を与え、又はいずれかの当事者の権利を縮小させることがあってはならない。

裁判所が上記の法的基準を遵守することも適用することもなく、独自の事情を有する審理中の紛争の性質も、主張されている請求の特質も考慮に入れず、さらに、訴訟法の規定に対する重大な違反を犯し、それが費用の支払請求の審理の結果を損なった以上、司法委員会は、上告された判決を覆し、審理のやり直しを求めて第二の被告による請求を第一審裁判所に差し戻した。

最高裁判所の最高会議は司法委員会によるこれらの結論を評価し、これに同意し、さらに以下の点について指摘した。

すなわち、民法第1515条で規定する対価が裁判所により決定されること、原告が二種類の対価のいずれかを選択する権利を有すること。知的財産の主題の無形性由来するその特性により、権利者にとって自らの損害の正確な額又はその概算さえ確定するのが困難な場合もある。

このような状況において、原告による請求額以外の額を裁判所が支払うよう命じたとしても、それは必ずしも権利者の請求に根拠がないことを証するものではない。対価の額は、むしろ被告が提出し、(被告の事業活動の成果、原告の知的財産権への侵害を回避すること又はそのような侵害の結果を軽減するための行為を含めた)被告自身に関係する状況を原因として対価を減額する根拠となる証拠に左右される。この点で、そのような状況で紛争の当事者間における裁判費用を比例的(実際には機械的)に配分した場合、原告が合理的に予測できず、また司法委員会が正しく述べたように、他人による侵害に対する所有者の知的財産権保護を損なうような形で原告にとって不利な結果を強いることになる。上記を考慮すると、裁判費用の比例配分の原則から逸脱することは許されないとする上告人の主張に根拠があると考えすることはできない。

(取りまとめ：ジェトロ・デュッセルドルフ
事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、
Gorodissky & Partners 法律事務所の協力を
得て作成された。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。